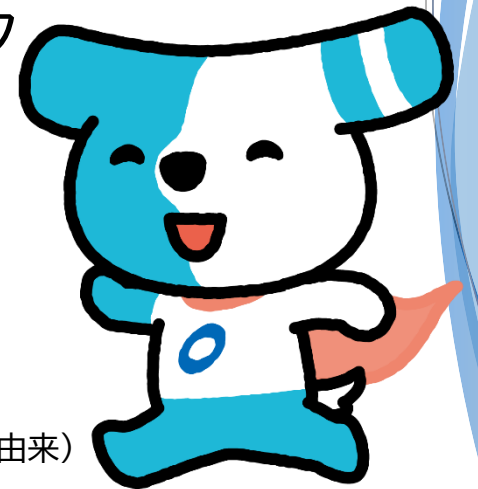


でんさい®の概略

「でんさい®」は株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。

株式会社全銀電子債権ネットワーク
(でんさいネット)



でんさいキャラクター「でんさい犬」
(「電(でん)子記録債権(さいけん)」が由来)

目次

1	でんさいとは
2	メリット
3	取引方法
4	支払不能処分制度
5	こんな場合にもでんさいが使えます

1 でんさいとは (でんさいの特長)

でんさい3つの特長

1. 手形と同様の利用方法を採用

- 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、現行の手形と同様の利用方法を採用
- 手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備

2. 取引金融機関を通じてサービスを利用

- 取引金融機関のインターネットバンキング (I B) ・ 窓口で利用可能
- 既存口座から決済資金の引落 ・ 入金が可能 (別口座での管理不要)

3. 全国の金融機関で利用可能

- 全国の銀行 ・ 信用金庫 ・ 信用組合等で利用が可能
- 相手先企業の取引金融機関を考慮する必要なし

目次

1	でんさいとは
2	メリット
3	取引方法
4	支払不能処分制度
5	こんな場合にもでんさいが使えます

でんさい4つのメリット

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・
郵送料等を削減

2. 事務負荷軽減

手形への記入・押印、
取立依頼等の事務負荷を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、
盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能[※]
必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関で取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。

2

メリット(①コスト削減)

手形とでんさいのコスト比較

【支払企業】

手形	でんさい
手形用紙代	発生記録手数料 ※金融機関ごとに設定されている (数百円の例が多い)
手形印紙税: 非課税~20万円	(不要)
手形郵送料: 564円(一般書留) ※追加保証料:5万円ごとに23円	(不要)
署名判印刷等	基本利用料 (法人IB利用料)

【受取企業】

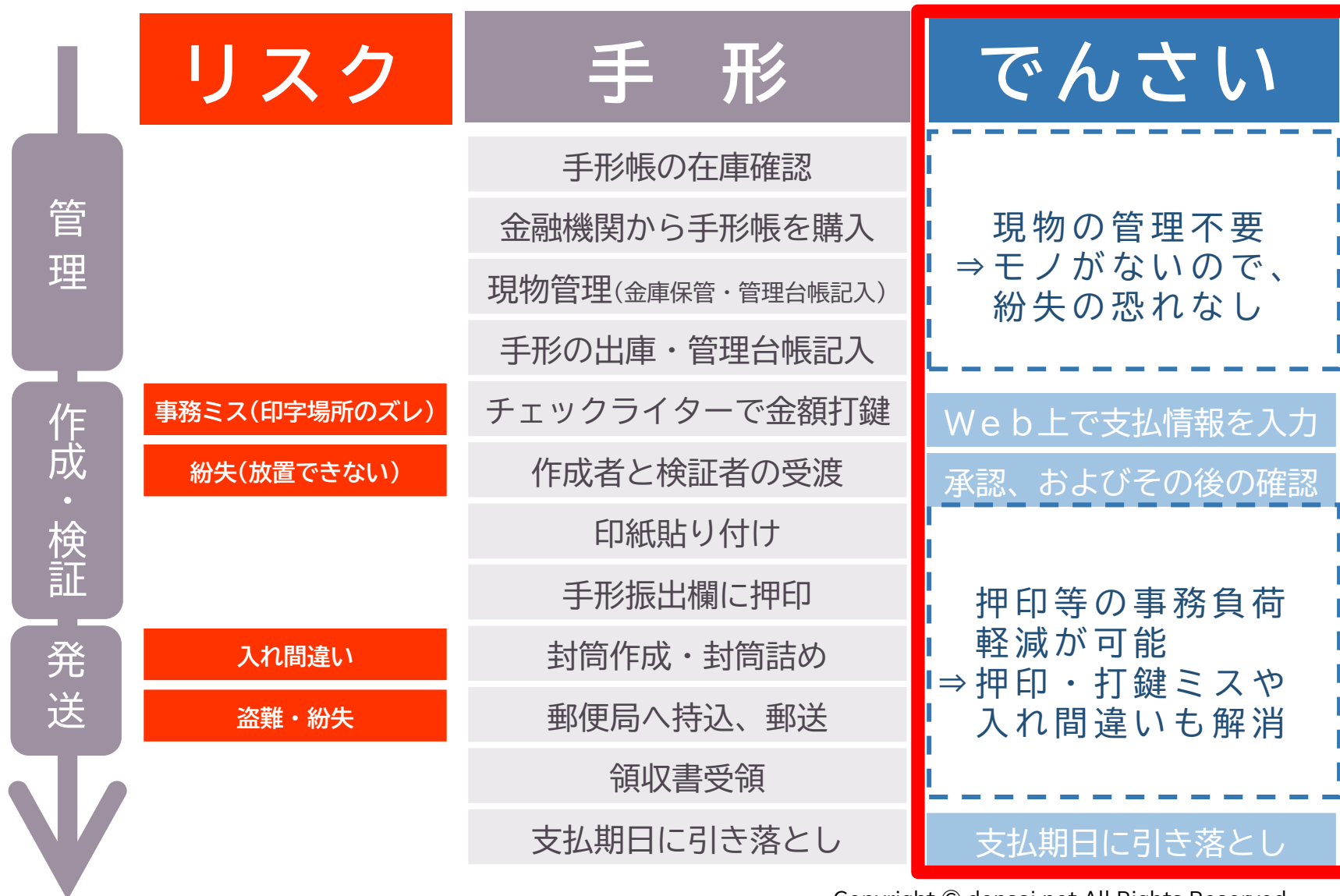
手形	でんさい
取立手数料	入金手数料 ※金融機関ごとに設定されている (無料~数百円の例が多い)
領収書印紙税: 非課税~20万円	(不要)
領収書郵送料: 434円(簡易書留)	(不要)
損害保険(紛失/盗難)等	基本利用料 (法人IB利用料)

※金融機関の手数料は各金融機関で異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

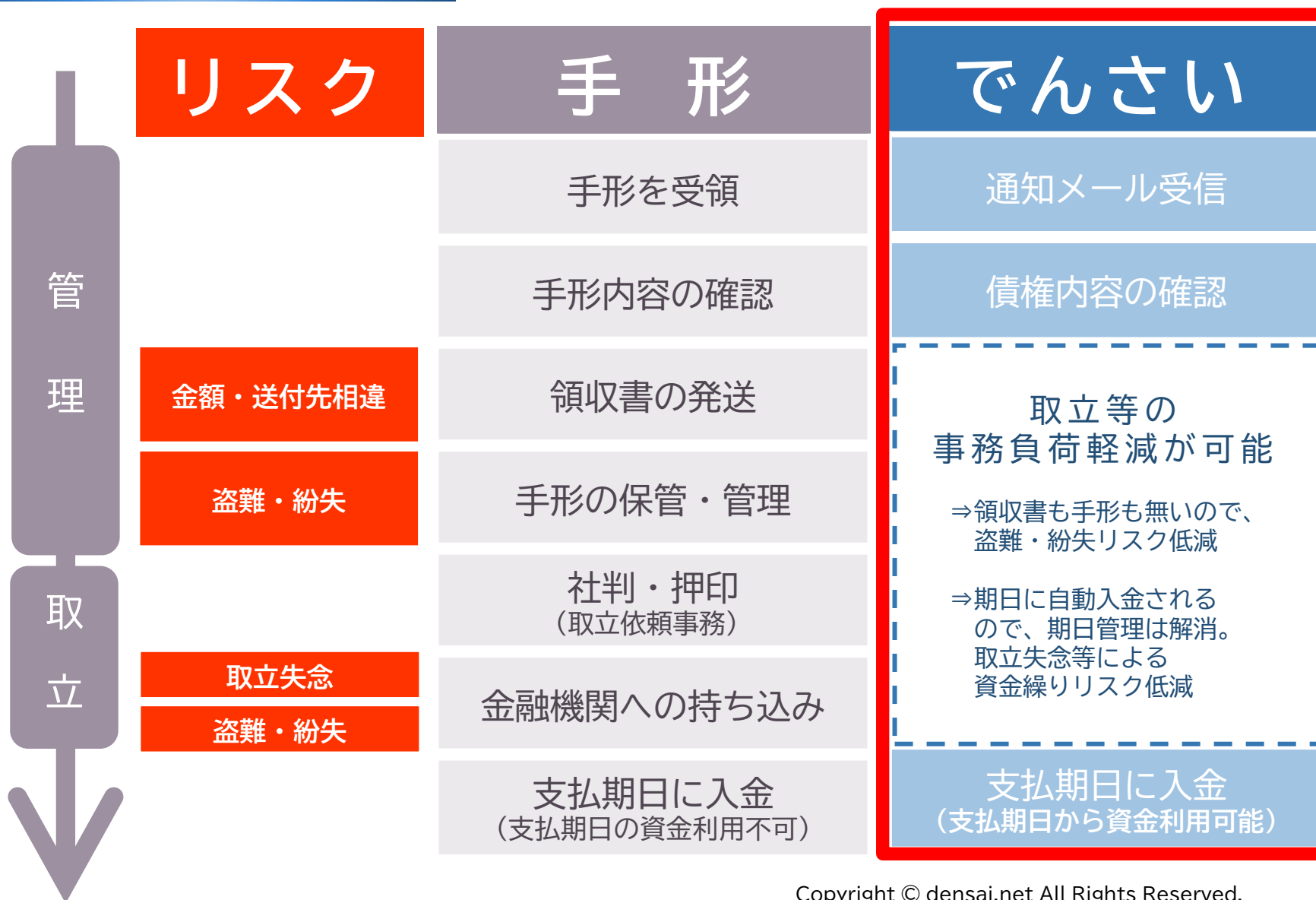
Point

Webを通じて「でんさい」に記録された決済結果で支払を確認できるため、当事者間の合意で領収書を不要とすることができます。また、領収書を発行する場合も、でんさいで受領したことを記入すれば非課税になります。

支払企業の事務の流れ



受取企業の事務の流れ



でんさいの安全対策

制度面	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関において、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認(本人確認)を実施。 詐取等が生じた場合に、記録された取引内容から相手先や流通経路を追跡可能。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 「でんさい」を発生(振出)または譲渡してから口座間送金決済が行われるまで、一定の期間を要する(資金を即時に持ち逃げすることはできない)。 「でんさい」の発生(振出)または譲渡等の結果は、電子メール等で事前に通知される(資金決済される前に確認・停止することが可能)。
システム面	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人金融情報システムセンターが策定した、「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準」に準拠して、システム(記録原簿)を構築・運営。
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害等が発生した場合には、バックアップセンター(システム)で業務を継続。

※お客様におけるセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入等)も重要です。

Point

でんさいは、取引先・金融機関・郵便局等に行かずに、**テレワークでも利用が可能です。**

- 支払期日に入金が完了し、入金時点から資金利用が可能です。
- 支払期日前に譲渡・割引ができ、担保として活用することも可能です。
※金融機関で、取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。
- 必要な資金の分だけ、分割して資金化することが可能です。

でんさいの分割譲渡 (例)

(例)資金繰りのため、700万円のでんさいの内300万円を分割・譲渡(割引)するケース

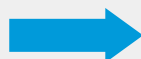


【お客様】

【でんさい情報(親債権)】

- ・記録番号:001.....
- ・債権金額:7,000,000円
⇒4,000,000円
- ・支払期日:20XX年10月31日
- ・債務者情報:X社
- ・債権者情報:A社(お客様)

取引金融機関への分割・譲渡により、
債権金額が700万円から400万円に



新たに記録番号が採番され、300万円の
債権として取引金融機関に譲渡され資金化(割引)

【でんさい情報(子債権)】

- ・記録番号:002.....
- ・債権金額:3,000,000円
- ・支払期日:20XX年10月31日
- ・債務者情報:X社
- ・債権者情報:取引金融機関
- ・保証人情報:A社(お客様)

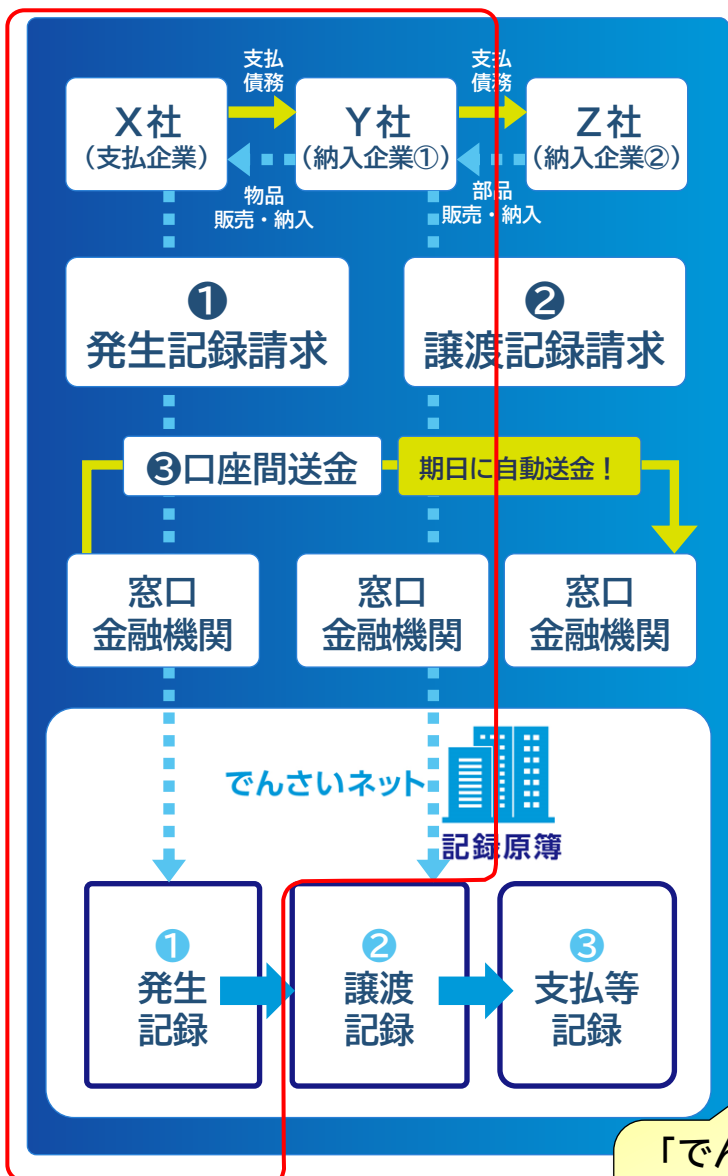


【取引金融機関】

目次

1	でんさいとは
2	メリット
3	取引方法
4	支払不能処分制度
5	こんな場合にもでんさいが使えます

取引方法(①発生記録請求(手形振出に相当))



(債務者請求方式)

支払企業/X社 (債務者)

インターネットバンキング等を利用して、支払情報(債権金額・支払期日等)を入力(請求)。事務負担を平準化するため、発生記録日(振出日)の1か月前から予約請求が可能(予約期間中は取消可能)。

納入企業①/Y社 (債権者)

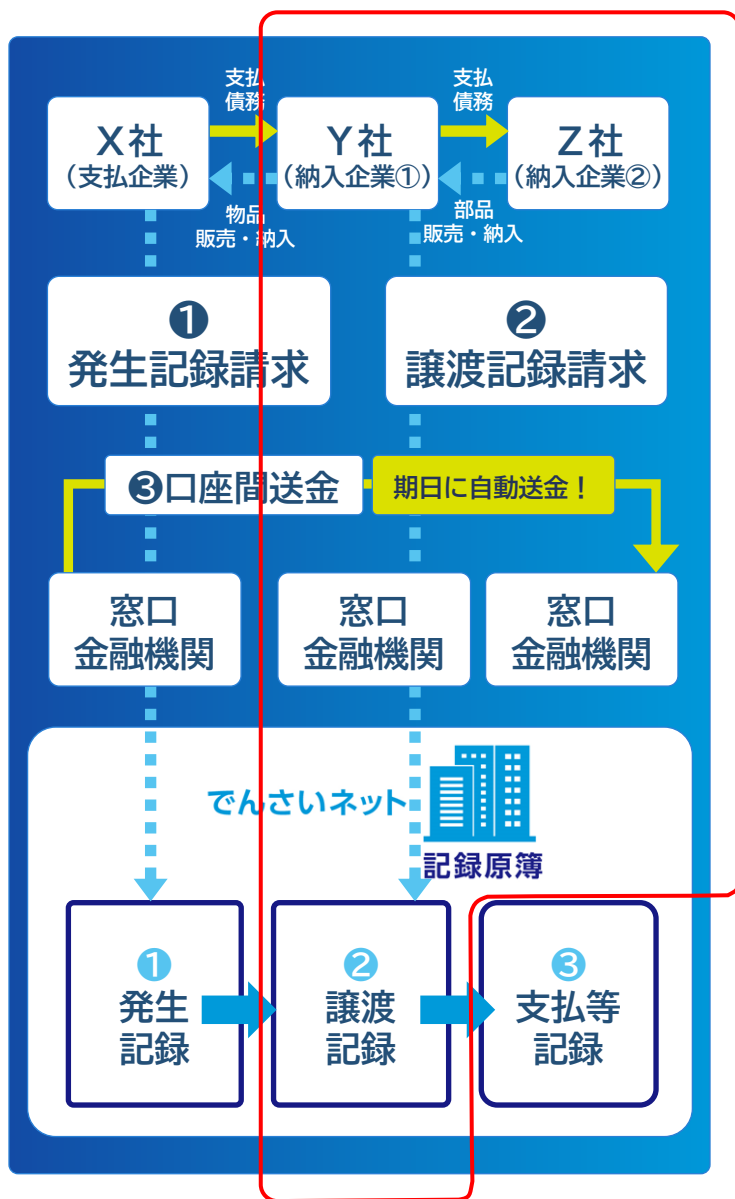
発生記録の結果通知(電子メール)を受け、インターネットバンキング等を利用して「でんさい」の内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
手形金額	債権金額	1円以上100億円未満(日本円のみ)
振出日	発生日	発生記録の効力が生じる年月日
支払期日	支払期日	発生記録日の3銀行営業日後から10年後
振出人	債務者情報	利用者番号、決済口座情報
受取人	債権者情報	利用者番号、決済口座情報

「でんさい」には、納入企業(債権者)が発生記録請求を行い、支払企業(債務者)の承諾を得る「債権者請求方式」もあります。

取引方法(②譲渡記録請求(手形裏書譲渡に相当))



納入企業①/ Y社 (譲渡人)

インターネットバンキング等を利用して、譲渡情報(譲渡日・譲渡先情報等)を入力(請求)。

必要な金額を分割して譲渡することが可能
(手形の分割振出が不要になる)。

譲渡記録には、譲渡人の保証がセットされる。
(支払遅滞が生じた場合に遡求義務を負う)。

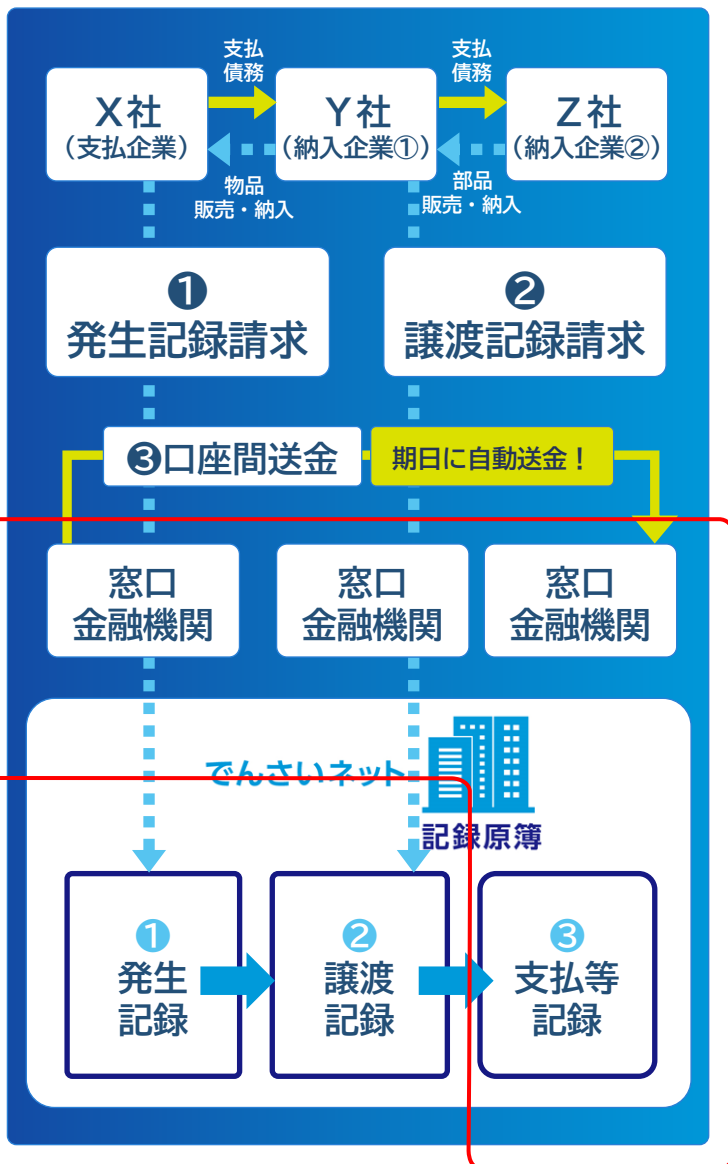
納入企業②/ Z社 (譲受人)

譲渡記録の結果通知(電子メール)を受け、インターネットバンキング等を利用して「でんさい」の譲受内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
裏書日	譲渡日	支払期日の3銀行営業日前以前の日
裏書人	譲渡人情報	利用者番号、決済口座情報 ※譲渡人と保証人は同一人
	保証人情報	
被裏書人	譲受人情報	利用者番号、決済口座情報
—	分割金額	分割する金額(分割譲渡する際に入力)

取引方法(③口座間決済(手形取立に相当))



支払企業/X社 (債務者)

支払期日までに決済口座に決済資金を準備(入金)。

納入企業②/Z社 (譲受人/債権者)

決済口座に「でんさい」の決済資金が入金されていることを確認。

手形とでんさいの用語比較

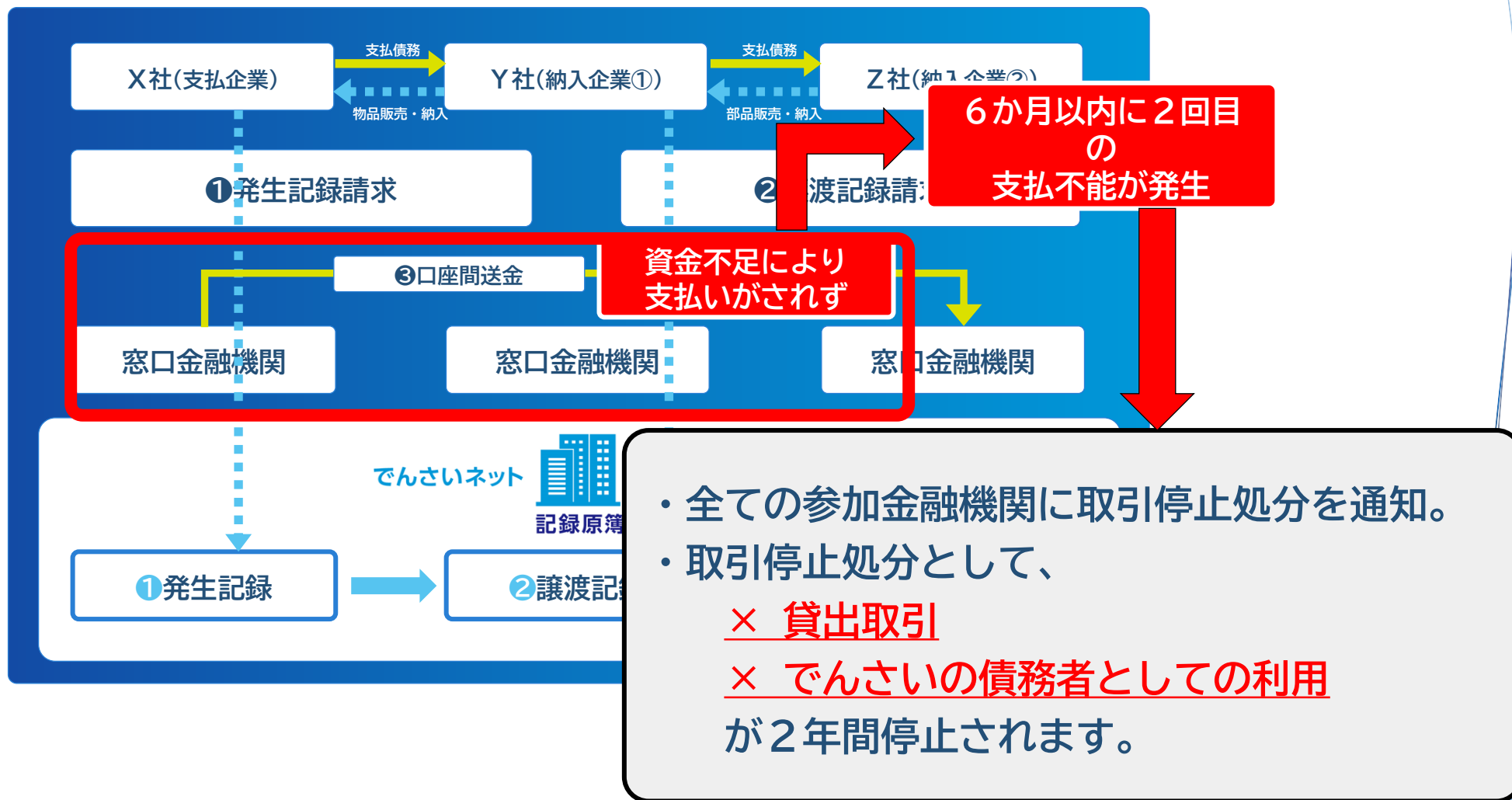
手形	でんさい	でんさいの詳細
—	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
—	支払金額	支払金額(債権金額)
—	支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	被支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	債務消滅原因	口座間送金決済

目次

1	でんさいとは
2	メリット
3	取引方法
4	支払不能処分制度
5	こんな場合にもでんさいが使えます

4

支払不能処分制度



※支払不能が生じた旨は、支払期日の3営業日後に通知されます。

(支払期日に口座間送金決済がされなかった時点(支払不能通知前)で、支払履行遅滞となります。)

※債権者が、支払を猶予した場合でも、その旨を事前に取引金融機関に届け出ないと、支払不能となります。

目次

1	でんさいとは
2	メリット
3	取引方法
4	支払不能処分制度
5	こんな場合にもでんさいが使えます

5

こんな場合にもでんさいが使えます (小切手からの移行①)



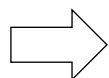
自社が取扱っている小切手が今後どうなるのかわからない・・・

商取引として取引先に小切手を受け渡している場合は、全面的な電子化の対象※
となります



※「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～」(事務局：一般社団法人全国銀行協会)において、基本方針を「約束手形や小切手について、紙による決済をやめる観点から、電子的決済サービス(でんさいなどの電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込)への移行を強力に推進していくことで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減やリスク軽減に寄与し、最終的に約束手形等の利用の廃止につなげる」としている。なお、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後(2026年)に約束手形の利用の廃止に向けて取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことを踏まえ、全銀協が上記自主行動計画の策定に至る

【事例】 自社が材料仕入れの対価として、取引先に小切手を振り出す



全面的な電子化の対象となります

なお、当座預金からの現金の引き出しや、納税、振込、自社口座間の資金移動等による払出伝票としてご利用いただいている小切手については、その代替として、インターネットバンキング振込等への移行を案内している金融機関もございますので、詳しくはお取引金融機関にご確認ください

Point

- ・小切手など「紙」による決済を全面的に電子化していただくことが重要
- ・小切手の取扱いについては、料金設定も含め金融機関によって異なるため、詳しくは取引金融機関にご確認ください

5

こんな場合にもでんさいが使えます (小切手からの移行②)

企業における小切手からでんさいへの切替例



- ✓仕入資金の対価として、取引先に毎月小切手を振り出す
- ✓月末締め・翌月20日払い

小切手の利用状況によっては、以下のとおり、でんさいも小切手と変わらない日数での資金化（現金化）が可能です

青枠：自社（支払企業）、薄赤枠：取引先（受取企業）

		5/31 (水)	6月	6/20 (火)	6/21 (水)	6/22 (木)	6/23 (金) 以降
小切手	自社	締め		小切手振出	→		
	取引先				小切手受領	金融機関に取立依頼	資金化
でんさい	自社	締め		でんさい発生	→ 最短3銀行営業日		
	取引先			債権内容確認			資金化

Point

でんさいであれば、発生から支払期日まで最短3銀行営業日で資金化が可能です

5

こんな場合にもでんさいが使えます

(小切手からの移行③) 〈支払企業編〉

- 約束手形と同様、支払企業において、**小切手からでんさいに移行した場合でもメリットが享受**できます。

支払企業における小切手とでんさいの比較

	小切手	でんさい
コスト (変動費)	小切手用紙代	発生記録手数料 ※金融機関ごとに設定されている(数百円の例が多い)
	小切手郵送料:564円(一般書留) ※追加保証料:5万円ごとに23円	なし
主な事務	・小切手の在庫管理 ・振出作業 ・郵便局へ持ち込み 等	・Web上で支払情報を入力 ・上席者の承認
搬送リスク	あり	なし

小切手よりもでんさいの方が
トータルの事務量は少ない

- ・その他、災害発生時のリスクについては、小切手は現物があり紛失等のリスクがある一方、でんさいは電磁的に記録されているため紛失のリスクはなく、さらに万が一に備えてバックアップセンターを用意している。

5

こんな場合にもでんさいが使えます

(小切手からの移行③) 〈受取企業編〉

- **受取企業においても、小切手からでんさいに移行することで、メリットが享受**できます。

受取企業における小切手とでんさいの比較

	小切手	でんさい
コスト (変動費)	取立手数料	入金手数料 ※金融機関ごとに設定されている (無料~数百円の例が多い)
	領収書印紙税:非課税~20万円	なし
	領収書郵送料:434円(簡易書留)	なし
主な事務	・小切手受領 ・領収書発送 ・金融機関への取立 等	・通知メール受信 ・債権内容確認
搬送リスク	あり	なし
債権内容確認	(債権者が) 現物受領した時点から可能	(債務者が) でんさいを発生した時点から可能

小切手よりもでんさいの方が
トータルの事務量は少ない

- ・その他、災害発生時のリスクについては、小切手は現物があり紛失等のリスクがある一方、でんさいは電磁的に記録されているため紛失のリスクはなく、さらに万が一に備えてバックアップセンターを用意している。

Point

約束手形と同様、小切手からでんさいに移行した場合でも、
支払企業・受取企業ともにメリットは享受できます

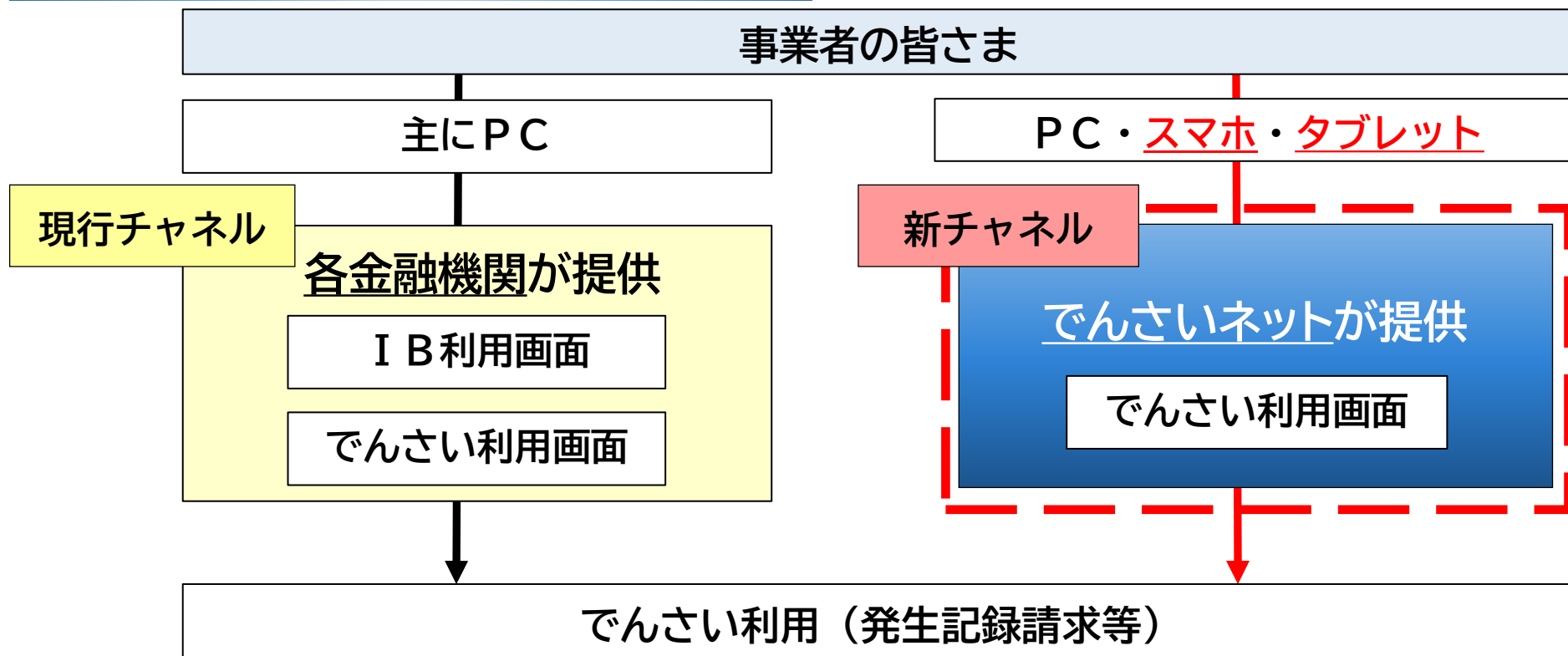
5

こんな場合にもでんさいが使えます (新たな利用チャネル①)

- 手形を利用中の事業者がでんさいへの移行に踏み切れていない理由として「自社／取引先がIB※を契約していない」「ITサービス全般に抵抗がある」等が挙げられます。
- でんさいネットは、**IB契約を前提としない新たな利用チャネルを構築する方針**です。新たな利用チャネルは、**スマホ等からでんさいネットが提供するサービスに直接アクセス**し、でんさいのサービスを利用することが可能になります。

※インターネットバンキング

新たな利用チャネルのサービスイメージ図



5

こんな場合にもでんさいが使えます (新たな利用チャネル②)

■ 現行チャネルと新たな利用チャネルの対照表

現行チャネル		新チャネル
金融機関	でんさい利用申込先	金融機関※
(原則) 必要	I B 契約	不要
主にパソコン	使用デバイス	パソコン・スマホ・タブレット
各金融機関提供	利用画面	でんさいネット提供

※新たな利用チャネルの場合も利用申込や資金決済は取引金融機関で行います。

このような方にオススメ

自社で I B 契約を結んでいないため、
でんさいを利用できない

新たな利用チャネルは、**I B 契約を前提とせず**でんさいネットが提供する利用画面に**直接アクセスして**利用いただけます。

パソコンを操作できる自信がない

新たな利用チャネルは、**スマホ等を使ってより直感的に操作**できるものとするほか、**ご提供する機能・サービスを簡易**にいたします。

新たな利用チャネルは、**2024年中の提供開始を予定**しています。

具体的な内容が確定次第、当会社ウェブサイトやセミナー等で随時公表予定です。

参考(手形とでんさいの用語比較)

約束手形 No. AA135789

取 金額

支払期日 平成 年 月 日 東京 1301 0007-015

支払地 東京都 千代田区

支払場所 全国ペソボン銀行 東京支店

平成 年 月 日

振出地 住所 振出人

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください
平成 年 月 日 拒絶証書不要

住所

(目的)

被裏書人

でんさいの記録内容は、手形に類似しています。

手形	「でんさい」の主な記録内容	
① 手形番号	記録番号	個別の「でんさい」に採番される20桁の英数字
② 手形金額	債権金額	1円以上100億円未満(日本円のみ)
③ 支払期日	支払期日	発生記録日の3銀行営業日後から10年後応当日
④ 振出日	発生日	発生記録の効力が生じる年月日
⑤ 振出人	債務者情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
⑥ 受取人	債権者情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
⑦ 裏書日	譲渡日	支払期日の3銀行営業日前以前の日
⑧ 裏書人	譲渡人情報	利用者番号、名称、住所
	保証人情報	利用者番号、名称、住所(譲渡人と同じ)
⑨ 被裏書人	譲受人情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
-	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
-	支払者情報	利用者番号、名称、住所
-	被支払者情報	利用者番号、名称、住所

参考(でんさい関連用語について①)

- でんさいを利用するときの用語をまとめています。後ほど、資料を見直す際にご利用ください。

でんさいの用語説明①

でんさいの用語	説明
債務者請求方式	債務者請求方式は、電子記録義務者（発生記録においては債務者）となる利用者が発生記録等を記録請求する方式です。
債権者請求方式	債権者請求方式とは、電子記録権利者（発生記録においては債権者）である利用者が発生記録等を記録請求する方式です。この方式では、5営業日以内に、電子記録義務者（発生記録においては債務者）が「でんさい」の発生記録について承諾しなければその請求が効力を失います。
譲渡記録	譲渡記録とは、利用者が「でんさい」を第三者に譲渡するためにする記録です。譲渡記録は、譲渡する旨および譲渡人と譲受人の情報等の必要な事項を記録原簿に記録したときに効力が発生します。なお、譲渡記録には、原則として、譲渡保証記録が付されます。
分割譲渡記録	分割・譲渡記録とは、「でんさい」の債権金額の一部を分割記録したうえで譲渡記録をするためにする記録です。利用者は、分割記録の請求と譲渡記録の請求を併せて行います。なお、1回の分割・譲渡記録で分割できる「でんさい」は1つであり、1つの「でんさい」を複数の相手先に譲渡する場合は、相手先の分だけ分割・譲渡記録を行う必要があります。
変更記録 (債権内容)	変更記録（債権内容）とは、「でんさい」の支払期日・債権金額等を変更するためにする記録です。債権内容の変更には、「でんさい」の相手方の承諾を得る必要があります。また、複数の利害関係者がいる場合には、全員の承諾を書面で得る必要があります。

参考(でんさい関連用語について②)

でんさいの用語説明②

でんさいの用語	説明
開示請求	<p>電子記録債権の内容を確認したい場合など、利用者は、債権記録に記録されている事項または記録請求に際して電子債権記録機関に提供した情報の開示を電子記録債権記録機関に求めることができます。開示請求できる者および開示される事項の範囲は、電子記録債権および業務規程にて定められており、取引内容を第三者に知られてしまう心配はありません。でんさいネットでは、利用者は窓口金融機関を通して請求することになります。利用契約を解約した後も請求することが可能です。</p> <p>(通常開示) 通常開示とは、利用者が、窓口金融機関が定める方法で、記録事項開示または提供情報開示を請求し、これを開示することです。</p> <p>(特例開示) 「特例開示」とは、利用者が、窓口金融機関を通じて、でんさいネット所定の様式で、通常開示の対象外となる利用者または「でんさい」の内容および記録請求に当たり提供した情報の開示を請求し、これを開示することです。</p> <p>(残高の開示：都度発行方式／定例発行方式) 「都度発行方式」は、過去の基準日（請求日よりも前の日付）の残高証明書を発行するサービスです。 「定例発行方式」は、お客さまが指定する定期的な基準日（例：毎年3月末日等）の残高証明書を発行するサービスです。ただし、過去の基準日（請求日よりも前の日付）の残高証明書を発行することはできません。</p>

参考(でんさい関連用語について③)

でんさいの用語説明③

でんさいの用語	説明
口座間送金決済	支払期日に、債務者の決済口座から債権者の決済口座に決済資金が自動的に入金されることです。
支払等記録	<p>(口座間送金決済による支払等記録) 口座間送金決済による支払等記録とは、口座間送金決済により「でんさい」の決済が完了したことを記録することです。なお、同記録は支払期日の2営業日後の夜間に自動的に行われます。</p> <p>(口座間送金決済以外による支払等記録) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため支払等記録請求が必要となります。支払期日前に口座間送金決済以外の方法で支払を受けた場合は、次の2通りの方法で支払等記録を行う必要があります。</p> <p>①支払期日の3営業日前までに債権者が単独で支払等記録請求を行います。</p> <p>②支払期日の7銀行営業日前までに債務者が支払等記録を行い、3銀行営業日前までに債権者の承諾を得て、支払等記録を成立させます。</p> <p>なお、上記請求期間に間に合わない場合、債務者(債権者の事前承諾が必要)また債権者から口座間送金決済中止を依頼する必要があります。</p>

でんさいに関連する用語を検索できる「用語集」については、でんさいネットウェブサイトから検索することが可能です。



参考(でんさいネットSNSについて)

- でんさいネットSNS (X (旧Twitter), YouTube) を通じて、でんさいの基本的な仕組み、ウェブサイト情報やオンラインセミナー動画を発信


でんさいネット公式X (旧Twitter)

アクセス方法	プロフィール画面	投稿内容	二次元コード
(@densai_net)をXで検索!		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な仕組み ・便利なコンテンツ ・利用手順 等 	

フォロワーを募集中!
セミナー視聴後はぜひX (旧Twitter) のフォローをお願いします



でんさいネット公式YouTube

アクセス方法	プロフィール画面	動画内容	二次元コード
「でんさいネット」をYouTubeで検索!		<p>オンラインセミナーの収録動画等ででんさい導入・拡大に役立つ情報</p>	